

令和 6 年第 1 2 回日高市農業委員会議事録

開 催 月 日		令和 6 年 12 月 25 日 (木)				
開 催 場 所		日高市役所 3 0 1 会議室				
開 催 時 刻		午後 1 時 3 0 分				
閉 会 時 刻		午後 2 時 3 0 分				
議 長		福井 一洋				
	議席番号	氏 名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席
農 業 委 員	1	吉原 一雄	出席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	1 0	松田 浩幸	出席
	4	島村 実	出席	1 1	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	1 2	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	1 3	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	欠席	1 4	福井 一洋	出席
推 進 委 員 農 地 利 用 最 適 化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係 出席者	なし
事 務 局	主幹 大森 充浩 主査 小峰 賢一 主任 岡村 厚輝
傍 聴 人	なし
議 事	
日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 41 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 42 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について
日程第 5	議案第 43 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について
日程第 6	専決処分について
そ の 他	

議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第 1 議事録署名委員の指名 農業委員会会議規則第 14 条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、9 番、10 番 お願いします。
13 番	日程第 2 議案第40号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第40号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。本件担当の 森谷 進委員より、申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は、国道〇〇線の〇〇市境にある信号を高萩方面から来まして右折し〇〇の工場を過ぎ〇〇市境の十字路を右折します。200m先の右側に倉庫が3棟ありまして、その道反対の南側の農地の一番奥の畑になります。申請地は栗が植えてあり、下草は管理されていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、認定新規就農者として、市内および〇〇市、〇〇市でネギ、小麦を主に栽培している専業農家です。譲渡人より農地を買受け農業規模を拡大したいとのことです。申請地については、木が生えており、始めの 1 年は伐根及び整地を行い 2 年目以降にネギの栽培地として利用するものです。経営面積は、自作地 14, 937 m²、借入地 6, 122 m²合計 21, 059 m²になります。農業従事日数は 350 日、譲受人の妻も同じく 350 日従事しており、トラクター 3 台、耕運機 2 台、コンバイン 1 台等耕作機械を所有しています。
議 長	ただいま、13 番 及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
9 番	続いて 2 番に入ります。本件担当の 9 番より、申請地の状況について説明をお願いします。 〇日に、現地を確認しました。申請地は、〇〇地内〇〇工場の東側です。接道している道路は狭く、〇〇公会堂の前の道を南に上がる道路から入ります。現地は、果樹と露地野菜が耕作されておりきれい管理されていました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は、亡所有者の義弟であり、農作業受委託契約で申請地を耕作しています。また、遺言書により申請地を贈与する旨が記された公正証書を所持しています。相続人も譲渡人に譲渡することに同意しています。申請地では、果樹、露地野菜を耕作しています。経営面積は今回の申請面積である 892 m²となります。農業従事日数は 300 日従事しており、耕運機 1 台所有しています。
議 長	ただいま、9 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員 議長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委員 議長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可と決しました。 続いて3番の議事に入ります。本案件は議案第41号の4番と関連がございます。一括審議として、よろしいでしょうか。
委員 議長	はい。 それでは、一括審議とします。事務局より申請地の状況及び申請人の状況について説明をお願いします。
事務局	今回の案件につきましては、議案41号4番、農地法第5条の規定による許可申請と関連する案件となります。 申請地は〇〇地内、〇〇の南側になります。現地は、地上に太陽光発電施設のパネルが設置され、下部は榊が栽培され適正に管理されていました。申請人の状況ですが、〇〇は太陽光発電事業を営む事業者であり、国内全域で太陽光発電設備の設置及び施工事業をしております。今回は、営農型太陽光発電設備の一時転用の期間満了に伴う更新の申請になります。営農型太陽光発電設備とは、農地の下部に作付けを行い、上部で太陽光パネルの発電事業の運営を行う制度です。今回の案件のように、太陽光発電設備の設置者と営農者が異なる場合は、太陽光パネルを支える支柱部分の総面積を農地法第5条の一時転用で許可が必要となる他に、農地の空中部分を利用することから、区分地上権設定を農地法第3条第1項の許可で受けることが必要になります。なお、許可期間につきましては、一般的に3年で、許可期間終了後も継続して設置することができ、継続する場合は適正に営農されている場合のみ再度申請手続きをとることができます。今回はその更新の申請です。
議長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委員 議長	ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。3番の案件は、農地法3条の第2項の許可基準に該当するため許可とし、議案第41号4番の案件は、農地法第5条2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委員 議長	異議なし。 異議なしと認めます。本件、3番は許可とし、議案第41号の4番は許可相当と決し、県知事に送付します。 続いて、4番に入ります。本件担当の6番より、申請地の状況について説明をお願いします。
6番	昨日、現地を確認しました。申請地は田木地内で白菜が栽培され、きれいに管理されていました。
議長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局	譲受人は、亡所有者の弟で、自宅に隣接する農地を管理していました。兄が亡くなり、相続が発生し相続人より農地を譲渡しても良いとのことで今回の申請となりました。申請地では、露地野菜を耕作しています。経営面積は、今回の申請面積である 289 m ² となります。農業従事日数は 180 日従事しております。
議 長	ただいま、6 番 及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
委員 11 番	譲受人は高齢ですが、次に相続する親族等はいらっしゃいますか。 譲受人には、養女がいます。申請地は譲受人の自宅に隣接した農地で以前から譲受人が耕作されています。
議 長 8 番	他になにかありますか。 権利の詳細で遺贈となっておりますが、2 番の案件と同じでこれも遺贈ということよろしいですか。
事 務 局	遺贈のケースは珍しいのですが今回は 2 件の申請がありました。遺贈について説明させていただきます。相続が発生した場合、通常は 3 条の 3 第 1 項の規定による届出のみで所有権移転が出来ます。遺贈にも包括遺贈と特定遺贈があります。包括遺贈は亡くなられた方の財産全部を遺贈することです。この場合は 3 条の 3 第 1 項の規定による届出のみで所有権移転が出来ます。今回は、特定遺贈にあたりまして、亡くなられた兄が所有していた財産の中で、申請農地のみを相続人でない弟へ遺贈し所有権移転をする場合は農地法 3 条の許可申請が必要となります。
議 長	他になにかありますか
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可と決しました。
日程第 3 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 41 号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。議案の 1 番 2 番 3 番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。	
委 員	はい。
議 長	それでは、1 番 2 番 3 番を一括審議とします。本件担当の〇〇地区分を 2 番、〇〇地区分を 3 番より、申請地の状況について説明をお願いします。
2 番	1 番の申請地は〇〇地内で私の自宅から 40m 西の鉄塔に隣接した農地です。現地はきれいに耕作されていました。2 番は、1 番の申請地から南へ 400m の場所で鉄塔に隣接した農地です。現地はきれいに耕作されていました。
3 番	3 番の申請地は、〇〇から〇〇通りを西へ向かい〇〇の手前を南側に入った鉄塔に隣接した農地です。現地は枯草が生えていました。

議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 申請人は、電気事業者で送電線の張替工事に伴い、工事車両の進入路と作業スペースが必要なことから、隣接農地を借受け、一時転用するものです。今回1番から3番は同一高圧線の鉄塔となり、関連しておりますので一括審議としました。一時転用期間終了後は農地へ戻りますので、計画目的に必要性があると思われます。
議 長	ただいま、2番、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
3 番	続いて5番に入ります。本件担当の瀬良 早苗委員より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は〇〇地内で、県道〇〇線を〇〇交差点から〇〇方面へ進み〇〇を左折して農道を南下して突当りの農地になります。現地は、きれいに管理されていきました。
議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 譲受人は市内で土木工事業を営む事業者です。日高市水道課が発注した水道管布設工事を請負うことになり、工事に必要な資機材置場や現場事務所の用地として工事の期間中農地を一時転用して、借受けたいとのことです。工事場所は〇〇地内で、〇〇中学校北側の道路約200mの区間となります。
議 長	ただいま、3番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
事 務 局	日程第4 議案第42号 農業経営基盤強化促進法附則第5条1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について 議案第42号農業経営基盤強化促進法附則第5条1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について審議に入ります。 本件担当の〇〇地区分を事務局より、〇〇地区を2番より申請地の状況について説明をお願いします。 本日欠席の7番より、申請地の状況について電話で報告がありましたので説明します。申請地は〇〇地内で、現在は閉店しましたが〇〇があった交差点を100m南に進んだ西側になります。現地はきれいに管理されていたと報告があり

		ました。
2 番		申請地は、〇〇地内で〇〇中学校から西へ100mほどの場所で、四方を住宅に囲まれた土地となります。現地はきれいに管理されていました。
議 長		続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		申請人については、先ほどの3条申請の1番で説明した方と同一人物ですので省略します。3条申請の際に更に経営面積を拡大したいとのことで希望があり、貸付希望農地の紹介を行い契約が成立した農地です。申請内容から要件は満たしているものと思われます。
議 長		ただいま、2番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
2 番		以前に私も申請地を所有者に貸して欲しいとお願いしたが断られたことがありました。今回は事情が変わったのですか。
事 務 局		今回は、申請人が農地を拡大したいと相談があった1週間前に所有者より農地を貸したいと農業委員会に相談があったことから紹介して利用権設定が成立したものです。
議 長		他に質疑がありましたらお願いします。
委 員		ありません。
議 長		質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員		異議なし。
議 長		異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。
		日程第5 議案第43号 農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について
		議案第43号農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について審議に入ります。
		議事参与の制限により、委員は退室願います。
		(委員退室)
		本件について、〇〇地区分を4番より、中沢地区分を9番に申請地の状況について説明をお願いします。
4 番		〇日に現地を確認しました。〇〇地内の案内図1-1、1-2ともにきれいに管理されていました。
9 番		〇日に現地を確認しました。〇〇地内の案内図1-3、1-4ともにきれいに管理されていました。
議 長		続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局		当該促進計画は、所有者から埼玉県農林公社、公社から希望農家へ貸し付けを合わせた計画となっています。当該申請に対しての農業委員会としての意見を提出したうえで、県が認可を決定するものとなっています。
		今回、〇〇氏から引き継がれた農地の更新に合わせ、〇〇が借り受けていた農

		地についても、〇〇氏の経営地に隣接していることから借り受けたいと申し出があり、合計 33 筆、40,269 ㎡の申請となっています。借受人は花きをはじめ水稻、ハパイヤ里芋、など栽培する認定農業者です。年間の農業従事日数は 350 日。借受人は広域で農地を借り入れており、経営面積は、約 9.4ha となります。農地を集積して経営拡大を目的としています。申請内容から、要件は満たしていると思われます。
議	長	ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。
2 番		今回の申請地は、連担している農地もありますが飛地で一筆だけの所もあります。飛地の場所も申請者へ集約できたら効率的に農地が活用されると思われます。
委員		申請地は圃場整備した場所ですが、申請地以外の場所も一部を除きほとんどを申請人が所有者より借受け耕作しているものと思われます。また、話は変わりますが、申請地の道路は、〇〇地区から〇〇地区の〇〇場方面へ抜け道として使われ、通行者からトラクターに泥が付いたまま道路を走行し道路が泥だらけであると苦情があるそうです。なんとか、改善できないものかと思っています。
議	長	他に質疑がありましたらお願いします。
委	員	ありません。
議	長	質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。
委	員	異議なし
議	長	異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。
		日程第 6 「専決処分の報告」について
		日程第 6 「専決処分の報告」について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号が 2 件あります。質疑がありましたらお願いします。
委	員	ありません。
議	長	以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。